

本宿コミュニティセンターにおける葬儀使用細則

(目 的)

第 1 条 この細則は本宿コミュニティセンターの利用に関する細則（以下「利用細則という」）第 7 条により、地区住民が本宿コミュニティセンターを利用して葬儀を執り行うことについて定めることを目的とする。

(使用者の資格)

第 2 条 葬儀の為の使用者は、原則として地区住民に限る。但し代表が特に認めたときは、他市民の使用を認めることもある。

(申込及び受付)

第 3 条 使用の手続きを次の各号の通り定める。

- (1) 使用の手続きは事前に来館し、氏名・住所・電話番号・日程・参列者の概数・案内等の必要事項を、使用申込書に記入し提出する。
- (2) 葬儀使用については優先使用扱いとするが、承認するにあたっては、使用承認書の確認を行い、使用予定者との調整を行う。
- (3) 葬儀の使用については、休館日も認める。

(通夜及び告別式)

第 4 条 通夜及び告別式のために施設を使用する場合は、次の各号による。

- (1) 使用場所 ホール・和室（むらさき）
- (2) 使用出入り口 ホール東側出入口。
- (3) 式 場 ホールとセンターとは遮断する。
- (4) 遺 体 納棺のうえ当日搬入。
- (5) 通夜当日 ①祭壇準備・飾り付けは午後 3 時以降とする。
 ②館内は生花のみとし、館外は花輪・飾り付けともに禁止する。
 ③読経は午後 8 時 30 分、後片付けは午後 8 時 50 分までとする。
 ④遺体には近親者が付き添い、寝具は使用者が用意する。
- (6) 告別式及び初七日を行うときは午後 8 時 30 分までとする。
- (7) 自動車の駐車は、ホール東側のみとする。

(遵守事項)

第 5 条 使用者は次の各号について、これを遵守しなければならない。

- (1) 備品・器具等の格納・防災・清掃等の適切な処理。
- (2) 備品・器具その他の施設を毀損したときの実費弁償。

(補 則)

第 6 条 この細則を改めるときは、運営委員会で審議する。